

第三十四回国会 衆議院 文教委員會議録 第八号

昭和三十三年三月十八日(金曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 大平 正芳君

理事稻葉 修君 理事白井 莊一君

理事木村 武雄君 理事高見 三郎君

理事西村 力弥君 理事長谷川 保君

理事小牧 次生君

坂田 道太君 進藤 一馬君

竹下 登君 灘尾 弘吉君

濱野 清吾君 松永 東君

八木 徹雄君 金丸 徳重君

栗原 俊夫君 山崎 始男君

出席國務大臣

文部大臣 松田竹千代君

出席政府委員

人事院事務官 瀧本 忠男君

(給与局長) 文部事務次官 宮澤 喜一君

文部事務官 天城 勳君

(大臣官房長) 文部事務官 内藤馨三郎君

(初等中等教育局長) 文部事務官 小林 行雄君

文部事務官 小林 行雄君

(大学學術局長) 文部事務官 石井 勲君

委員外の出席者

専門員 石井 勲君

三月十七日

委員金丸徳重君辞任につき、その補

欠として原茂君が議長の名で委員

に選任された。

同日十八日

委員原茂君辞任につき、その補欠と

して金丸徳重君が議長の名で委員

に選任された。

第一類第六号

文教委員會議録第八号

昭和三十三年三月十八日

三月十七日

学校教育法の一部を改正する法律案

(山崎始男君外七名提出、衆法第一四

号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び

教職員定数の標準に関する法律の一

部を改正する法律案(山崎始男君外

七名提出、衆法第一五号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

国立学校設置法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一七号)

高等学校の定時制教育及び通信教育

振興法の一部を改正する法律案(内

閣提出第七五号)

○大平委員長

これより會議を開きま

す。

国立学校設置法の一部を改正する法

律案を議題とし、審査を進めます。金

丸徳重君。

○金丸(徳)委員

私はただいま議題に

なっております国立学校設置法の一部

を改正する法律案に関連しまして、若

干お尋ねを申し上げます。

実は私は文教関係の仕事は初めてで

あります。従ってお尋ね申し上げます。

がいかにもし供じましたこととわたるの

ではないかとみずから恐縮に思ひなが

ら申し上げるのでありますが、その点

も一つ御了承の上お答えをいただけれ

ばありがたいと存じます。

国立大学が文部当局の方針に従って

かなり地方に分散せられ、地方におき

まする国立大学の設備などが強化され

ておりますことは、事実として私ど

も承知いたしておりますのであります。

しかしながらそれにもかかわらず依然

として最近の学校の志願者の実情にも

見られますように、どうしても都市

の有名大学に集中してきておるよう

であります。これは数からいってそ

うでないものであります。志願者の熱

いいますか、質の集中化といいま

すか、それは依然として大都市、特

に東京、大阪あるいは京都、そ

ういう旧来の有名国立大学に集

中されておる傾向をこのままに

ほうっておきますと、ますます学校

差が社会面のいろいろな問題の種

なるように考えられる。そこでこの

機会に、せめて東京に集中せられ

る国立大学を、たとえば衛星都市

に分散するというような方針を、こ

れから、国立有名大学を志望して、

あ

る中学をねらって地方から上京し

てくる。高等学校に至ってはいわん

やしかりでありませぬ。そういうこ

のように東京にありますものは、それぞれ伝統もあり歴史も持つておる大学でございますし、しかも学生のみならず教職員もかかえております関係上、これを簡単に舊屋敷に移転をすることは、事実上なかなか実現は困難ではなからうかと思ひます。ただ御承知かと思ひますが、たとえば昔の東京商科大学であります。これは一ツ橋にありましたが、これを国立へ移転したという実例もございまして、また目黒にありました電気通信大学を府中の方へ持つていったというような実際の例もございまして、またそういった大都市のまん中にあるものを、できるだけ郊外地域へ持つていくということについては、実現可能な場合には将来も考へて参りたいと思つておるわけでありまして、

○金丸徳委員 伝統があり誇りがあるから、なかなか容易ではないという御意見のようでありまして、しかしそれは私はその地域に密着したものでないと思つておるわけでありまして、橋のあそこになければならないということではなかつたように思ふのであります。蔵前がそこになければ蔵前の誇りが、蔵前の伝統が保持できないものじゃないかと思ふ。もうすでにそういうことが実行されておるとすれば、今の都市の発達状況、それから交通通信その他の条件の進展の状況にかんがみて、思い切つて百年後の将来を考へて、この辺で一つ大英断をもつて——疎開などという言葉はよくない言葉であるかもしれませんけれども、地方への分散をお考え下さるときがきておるんじゃないかと思ふのです。文部省ではそういう考えをお持ちになつておられるように私も信じていのであります。

す。ところが実際は、たとえば私の県では、甲府に山梨大学というのがありまして、二、三の学部を置きたいというのが県民あつての長い間の熱烈なる念願であつた、それがなかなか思う通りに進まないものであります。あそこは時間的に見ればせいぜい二時間でありまして、通信なんかは即時でやられております。通内とちつとも変わらぬところのようにも思ひます。従つて東京大学の分教場が大いに強化されるというふうな意味における、強化の条件は整つておるようには思ふのであります。また東京近郊都市と称せられているところに教授の官舎を高層のビルでも建てて、住宅の窮乏をせよといふ東京などで研究に従事されるより、そういう広々とした、空気のいいところでもゆつくり研究に従事され、調査に従事せられるというところの方がより能力が上がるのではないかと、私も必要があると思はすれば、僅々二時間をもつて都内の中心地にまでかけつけることができるのでありますから、その点は実際は心配がないようにも思ふのであります。こういふことについて将来をどうするか、御意見を伺つておるわけでありまして、

○小林(行)政府委員 地方の大学をできるだけ整備をいたしまして、先ほどお尋ねにもございまして、大学の志願者が大都市の有名校に集中することをできるだけ妨げたいという気

持は、文部省も強く持つておるわけでありまして。お話し山梨大学の学部あるいは学科の整備等につきましても、地元であります山梨県のいろいろな産業その他の関連もございまして、そういうことも考へ合わせまして、将来できるだけ私も整備をして参りたいと思ひます。御承知のように山梨大学の工学部は、発酵等で非常に特色のある学部でございますので、そういう特徴もできるだけ将来伸張させていきたい、こういふふうにも考へております。

○大平委員長 長谷川保君。

○長谷川(保)委員 今の問題に關連してちよつと伺いたいであります。今のお話の通りに、交通機関が非常に発達したのでありますから、ずつと広範囲に考へていんじやないか。五年後に東海道新幹線ができれば、静岡までは一時間十分くらいで行けるということになるのであります。そういうこととありますから、これはよほど考へ方を變えていんじやないか、こういふように思われるわけでありまして、

そこで私は伺つておきたいことは、前会も伺いましたように、非常に大学の入学難という問題が起つておる。従つて、全国の国立大学でもつて、大学として学部を新たに置きたいとか、あるいはまた学科を増設したいとか、あるいはまた学生の定員を増やしたいとかいふような要求が、相当文部省の方にはきておるんだらうと思ひます。ただそれが財政上の問題その他に於いてできないという事情があるんだらうと思ひます。そういう大学自体からきておる要求はどれくらいあるのか、どんなふうにあるのか、それを伺いたい。

○小林(行)政府委員 御承知のように文部省としては、科学技術者の急速な養成というところに最重点を置いておりました。御承知のようになん千八百人養成計画を三十五年度で達成するということがいたしたわけでございますが、個々の大学からはそれぞれ地元との関連から、かなりの学科増の予算要求を出してこられます。昨年の例を申し上げますと、全国の国立大学から出て参りました学科増が、大体百件近くあつたと思ひます。それを大体三十件近くまで認められたというのが実績でございます。

○長谷川(保)委員 全国の大学から要求してきておられます今の百件近い学科の新設等々、そういうものを大体要求通りやるのとすると、どれくらい学生が増加するの、その点わかつておるでしょうか。

○小林(行)政府委員 大体四千ないし四千五百くらいであらうと思ひます。

○長谷川(保)委員 先ほどのお話の技術者を作るといふことも、これは国家として推進しなければならぬ緊急の問題だと思ひます。同時にまた入学難を緩和するといふこと、解決していくといふこと、できれば全員入学をさしていくということも、私は今、日本の国内に満ちた親たちの大きな願ひだと思ふんです。だからこういう点について、前会にも伺つたのでありますけれども、どうか当局はもつと真剣に取り組んでやつてもらいたい。これは私は、親たちも学生たちも非常な要求だといふことを常々感ずる。これは同僚の議員諸君もみな同様だと思ひます。よく、大学に行くことはありがたいことじゃないからという話もあるの、ござ

いますけれども、私もそう思ひます。大学に行くことばかりがいいことじゃないと思ひますが、同時にできれば一般の国民の子弟たちが受けられるといふことは、けつこうな事なんでしょう。これはことに日本のような人口が非常に多いところで、いわば潜在失業の非常に多い国柄でありますから、何も急いで若い人々を社会へ出すことはいけません。できるだけ教育を十分にして、それから社会へ出せばいいと思ふのであります。できるだけ教育を十分にして、一段の御努力をしていただきたい。大蔵省もいろいろやかましいでしようけれども、しかし教育をすることは国家全体の経営として絶対損ではない、私は大きな得だと思ひますから、ぜひそういう点に一段の御努力を願ひたいと思ひます。

それからついでにもう一つ伺つておきたいことは、今度の法律で、今まで文部省令でやつておりました学生の授業料の減免、猶予等が法律でなされるということになるわけでありまして、最近におきます学長がやつておるからどのくらいの額がなされておるか、そういう事情を承つておきたい。

○小林(行)政府委員 現在は、ただいまお尋ねのございましたように通達に基づいて個々の学校で減免をいたしておるわけでございますが、その内容をお申しますと、大体これは経済的に非常に困難している学生で、しかも成績が比較的優秀なものにつきまして、本人の申請に基づいて選考をいたして、その減免をいたしておるわけでございます。現在では授業料だけでございますが、大体歳入予定額の五割程度

金額までを減免することができると  
いうようなことにはいたしておりませ  
う。ただ、それ以外にも、たとえば年度の  
途中で風水害その他の災害等で困難に  
なったという場合には、そのときにそ  
のつと特別に措置をいたしておるわけ  
でございます。三十三年度の授業料の  
実績を申し上げますと、大体六千八百万程  
度の減免の実施額になっておるわけ  
でございます。

○長谷川(保)委員 私はこの間、新聞  
で、どこかの大学で入学が許可され  
たところが、親が死んだ。そこでその大  
学では授業料を免除して入学させたとい  
う記事を見まして、最近心あたたま  
る思いをしたわけです。それだけの愛  
情をもって学生たちを導いて下さると  
いうことについて、非常に私は感激を  
しました。今、優秀なということと経  
済的困難ということを言われたのであ  
りますけれども、経済的困難のために  
学業それ自身が優秀に進めないとい  
う諸君もあるだろうと思ふのです。た  
だ経済的な援助をしてやると、その欠  
陥を補ってやるということ、その学生  
もまた優秀な成績を上げるといふこ  
とになる面もたくさんあると思ふので  
す。でたまたま遊びばかりしているの  
は困りますけれども、必ずしも成績い  
かによらないで、成績が必ずしもよ  
くなくても、欠陥を補ってあげれば優  
秀な成績を上げるだろうという諸君に  
対しまして、大幅にこういふ点を  
やってみるべきだと思ふのであります  
が、この五割は現在大体五割一ぱい  
使っておるわけですか。

○小林(行)政府委員 たいだいま申しま  
した五割は大体フルに活用いたしてお  
ります。

○大平委員長 この際委員長より便宜  
上この席から、国立大学の教官の処遇  
の問題につきまして御質問を申し上げ  
たいと思ひます。

今の給与法の建前からいいますと、  
公務員の給与は民間の同種の方々の給  
与とのバランスをとるといふような  
ところに基調が置かれておるようにな  
つておると思いますが、国立大学の先生方に  
相当する民間の同種の職業といへば私  
立大学の先生ですが、私学はその財政  
上の制約もあり、また私学の教授陣の  
構成等からいって、国立大学がそれと  
のバランスをとるといふような建前  
では何か非常に物足りない感じがする  
のですが、現在の給与体系を組織立て  
る上から申しまして、人事院は大学教育  
の格づけを考へられる場合、どうい  
う基準でおやりになっておるのか、その  
点まず伺いたいと思ひます。

○濵本政府委員 人事院が公務員の給  
与を勘案いたします際には、た  
だいま御指摘がございましたように、民間  
の同種のものとの均衡をはかるとい  
うことを原則としておられます。従  
いまして昨年の人事院勧告、従つて現在  
給与法改正法案として国会で御審議を  
いたしておるのであります。それ  
あたりにおきましても各職種別に一応  
民間との対比をいたしておるのであり  
ます。しかしただいま御指摘のよう  
に、大学の教授あるいは教官といった  
方々を民間の私学の先生と比較する  
といふことは、これは適当だと思つて  
おりません。従ひまして国立大学の教  
官の処遇を端的に民間の私学の教官と  
バランスするといふ考へはとつておら  
ないものであります。これはただ公務員  
全体の格差を求めます手段といたし

まして、民間の私学も一応とつており  
ますけれども、教官に限りましたは委  
員長から御指摘のような点もございま  
すので、それはどう思つてお  
りませぬ。むしろ公務員部内のバランス  
というところで考へて参りたい。従前、  
教官の給与は見よりによりましたと  
教官あたりとバランスがとれておつた  
といふ言ひ分もあるようでありませぬ  
が、その後におきまする経緯等もありま  
して、現在では公務員全般とのバランスと  
いふことで考へておる次第であります。

○大平委員長 その点はわかりませ  
ぬが、ただ教官といふのは、その名の示  
すように給与法でも教育職といふよう  
なワケでくくられておるようになつて  
おるけれども、同じ教官といふとい  
うファンクションのほかに、いわば國  
全体の学術水準のなない手であるとい  
う役割があるわけだ、今のようない  
代になつてくると、このあとの役割が  
非常に重くなつてきたんじゃないかと  
思ふのでございませぬが、そういうフ  
ァクターは今の教育職の給与の格づけ  
の上に加味されているのですか、いな  
いのですか。その点重ねてお伺いした  
い。

○濵本政府委員 現在の教育関係の法  
規によりますと、ただいま御指摘にな  
りました研究といふことがあまり多く  
取り上げられていないやうであります  
従ひまして従前人事院がものを考へ  
ます際に、研究といふ面よりも教授を  
するといふ面に重点があつたことは否  
定できないと思ひます。ただ御指摘の  
やうに、事実問題として大学の教授と  
いふものがわが國の研究の一番重要  
な点になつておられる、これは国立

の研究所と同様になつておられると  
いう点がございませぬことは、これは認  
めなければならぬといふふうに思ふの  
です。そういうふうな思ひをしまして、昨年  
の人事院勧告におきましては、研究者  
一般の処遇をよくしなければならぬと  
いふ観点から、むしろ研究職の給与を  
大学教授の線までできるだけ近づける  
といふ点に重点を置いてやつた次第で  
あります。

○大平委員長 大体お氣持はわか  
りますけれども、この技術革新の時代  
になつてきて、今の世界は、大きいこ  
とを言うよりですけれども、大体学術水  
準の競争といふか、國力を判定する  
場合に一番大事な基準になつてお  
るやうな感じがするので、その研究、  
学術水準の維持向上といふことに大  
切な役割を持つておる大学教授に對  
しては、単に研究手当を若干考へるとか  
いうようなことではなくて、本  
格的にこの職務を分析して、彼らに  
なつておる大事なファンクションとい  
うものを再評価して、それで給与体系  
上これを映し出すといふやうな努力を  
人事院としてはやるつもりがございま  
すか、どうですか。その点くどい  
うですけれども、もう一度お尋ねいた  
します。

○濵本政府委員 人事院といたしま  
しては、各種の公務員の給与といふこ  
とにつきまして責任を持つておるわけ  
でございます。御指摘のように、大学  
教授の非常に重大なる職責といふこと  
でございますので、この点は十分今後  
考へて参りたいと思ひます。しかしな  
がら全般とのバランスと申しますか、  
そういう点も人事院としては度外視し  
て考へるといふことに参らぬであら

うといふふうに考へます。

○大平委員長 今後一そう慎重に御檢  
討願いたいと思ひます。

○白井委員 ちょっと関連して。教官  
に對する給与を私立学校の同種類の給  
与体系と比較してみます。そして必ずし  
もよくないといふやうな見解が発表に  
なつておられます。事實はそれでし  
けれども、今委員長が質問されたよう  
に、その点が教官の給与の引き上げにつ  
いて、やはり一つの障害といひませぬか、  
そういうものになつておるようになつ  
ておるのです。ところが私立学校の教授方の  
給与そのものが非常に低いといふこと  
は御承知の通りだろうと思ふのです。  
そういう私立学校の教授の経歴とい  
ふやうな、あるいは地位といふやうな  
ものを産業界の者と比べると、非常に  
低いが低いことになつておるのではない  
か。やはりそういうことも御調査に  
なつて、そして何かそこに参考意見の  
やうなものでもつけ加えておるのであ  
りますか。その点を一つお尋ねいた  
します。

○濵本政府委員 昨年人事院が勧告  
いたしました際に、各職種の民間との対  
比といふことを載せておられます。その  
表では、民間の大学の先生の給与が低  
いから、その関係で、今御指摘のよう  
な点も出て参つたわけでございます。  
これは人事院といたしましては、やは  
り國全体の公務員の給与をどうするか  
といふ問題でございますので、その全  
体比較をいたします際には、やはり事  
実問題として民間の低い給与といふも  
のがあるわけでございますから、それ  
はもう問題にしないのだといふやうな  
ことで比較するわけにも参らぬわけ

ごさいます。全体比較としてはそういうことをいたしますけれども、御指摘のように、民間の大学の教官の給与が不当に低いものであるというご指摘はわれも十分心得ておりますので、今後そういうことにはこだわりなしに、公務員たる大学教官の給与というものをよくすることを考えて参りたいと思っております。

○大平委員長 他に御質疑はございせんか。——なければ、本案に対する質疑は結局いたします。

○大平委員長 別に討論の通告がありませんので、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○大平委員長 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。

本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕  
○大平委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決するに決しました。

なお、ただいまの議決に伴う委員会報告書の作成等につきましては、先例により委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○大平委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○金丸(徳)委員 私、は、定時制教育及

び通信教育のことにつきまして、二、三大臣及び局長にお尋ねをいたしたいと思ひます。

新しい教育制度下になりました、その大きなねらいの一つであります教育の機会均等、国民の学力の平均化といいますが、そういう問題をねらうての定時制教育、通信教育の制度といいますが、非常に世間にはアピールといいますが、実情に沿ったといいますが、効果を上げておると私ははたからではありますが見ております。この制度の一その強化といいますが運営の妙味を發揮願いたい、かように念願いたしておるのであります。その念願が達する一つの道として、苦勞しておるところの教員諸君に若干ながらも手当が出されることになりましたことにつきまして、私はむしろ非常な感激を持って賛成申し上げたいくらいであるのであります。ただし、これは随を得て望むというところになるかもしませんが、この制度をもつともっと強化する必要があるという意味におきましては、これだけでは足りませんので、さらにもっとかゆいところへ手の届くような配慮が必要ではないか、こう思うのであります。

そこでお尋ねをいたしたいのであります。この制度の運営上全国各地からこれについてはいろいろなことをしてくれ、こういう点についてはお政府に配慮を願いたいというふうなことが再々言われてきておる。あるいは請願せられ、あるいは陳情せられ、あるいはまたそれぞれ現地におきます要望となつて現われてきておるのではないかとと思ひますが、それらについてざつと概況を一つお示しをいたしたい。

○内藤(譽)政府委員 御指摘のように定時制、通信教育は教育の機会均等という面からわが国の戦後の教育に大きな地位を占めております。そこでこのために昭和二十三年に発足するにあたりまして、私もが一番苦勞いたしました点は給与費の問題でございまして、給与費につきましては十分の四を国が補助するといふ法律を制定いたしましたわけでございまして、ところがこの制度はその後シャープ勧告によりまして地方財政で見るといふことになりましたので、この補助金は地方財政の当時の平衡交付金、今で申しますと交付税交付金の中に組み入れられた。この点がまだ解決を見ないわけでございます。これは十分の四で計算いたしまして、約四十億に上る金でございまして、これを交付税から何とか引き抜きたいという希望が関係者の中に強いわけでございまして、ところが交付税率の方で最近はその定時制を優遇しておるのですが、この二、三年來あの定時制の補助費をせび出してこれという強い要望がありましたので、自治庁とも交渉いたしました。交付税の補償率は大幅に引き上げたわけでありまして、しかしなおかつ地方財政が困窮しておりますので、この補助金をもう一ぺん復活してほしいという強い要望がございまして、その他定時制におきましては、特に設備の補助をしてほしいというので、これが約一億ほど設備費の補助をいたしておるわけでございまして、それから定時制の建物の、特に特立校を作る場合の建物の補助をほしいということでございますので、この補助を約六、七

に組んでおるわけでございまして。それから定時制の場合に、夜間と帰るときにおなかがすくので、ぜひ給食施設をしてほしいという御要望がございました。この点については定時制のために給食施設として千数百万円の補助費が出ておるわけでございまして。

通信教育の方に参りますと、通信教育だけで普通課程も職業課程も卒業させてほしいという要望がございましたので、普通課程につきましては全部通信教育だけで卒業のできるようにいたしましたのでございまして。なお職業課程につきましても、できるだけ通信だけで全部の高等学校の単位が取れるように努力をいたしておりますし、あつてものにつまみましてはそれが完成しておるわけでございまして。

なお通信教育の場合には添削や巡回指導等の経費が非常にかかりまして、このために特に添削につきましては国から一千万円ほどの補助費を出しておるのでございまして。そのほかに特に通信教育でございまして、教科書のほかに学習指導書というものが必要でございます。そこで文部省では教科書と学習指導書を合わせたような特別の教科書と申しますか、教科書のようなものを作る経費を予算に計上いたしました。教科書とあわせて子供たちが学習しやすいようにする、こういう予算も実は組んでおるわけでございまして。そのほかに特に最近ではラジオ、テレビ等の普及が目まざましいのでございまして、特にラジオなりを補助手段にいたしまして、通信教育を振興するよう万円の通信教育に対するテレビの番組製作費及び電波料の予算を計上し

たしたのでございまして。ですからこの場合に、ラジオを聞いた場合には大体一年間に二十日間のスクーリング、面接授業がございまして、その三分の一をラジオの場合には免除して、テレビの場合には半分を免除して、ということによつて通信教育を振興していかうということ、実は今さら今学校教育法の一部改正を検討しておりますので、通信教育だけの高等学校もできるように準備をいたしておるわけでございまして。大体私どもは今回の定時制、通信教育手当て、今まで申し上げましたような諸施策を合わせまして、不十分ではございませぬけれども、一応定時制、通信教育に対する態勢を固めたように思ひますのでございまして。

なお学校教育法の一部改正をするにあたりましては、従来大企業等で技能者養成施設として相当りつばな教育施設を持っておられますので、これも高等学校と同程度のもので高等学校と認定いたしました。ここで受けた教育は高等学校の一部といたしまして、残つたものを定時制なり通信教育で単位を取れるような道も今検討いたしておるわけでございまして。

○金丸(徳)委員 この方面にいろいろ心を配っておられる様子を承ることができましたしあわせに存じます。ただししかし現地で見ておると、やはり何となしに物足りない感じを持つておるようでありまして、いいますのは、全日制の高等学校の生徒諸君が明るく伸び伸びと勉強しておるという、これは根本的な違いがあるのかもわかりませんが、それから先生方が、特に夜間勤務の先生方などは人知れぬ苦勞を續けておるといふようなこともあ

ろうかとも思いません。というようないろいろの条件が重なっておる關係からか、何とはなしに物足りない、一種のもどかしさを覚えたから見ても感ずるのであります。そればかりではありませんが、現地の自治体の理事者などにおきましては、定時制もいけれども、とても負担にたえかねるというような悲鳴を上げてゐる。ある者は全日制に切りかえることを非常に強く要望しておるようでありませぬ。またあるところにおきましては、むしろこれは廃止しなければならぬのだというようなこともちよよい耳にすることでありまして、これは私は非常に残念に思ふのであります。いかに全日制の高等学校が各地に分散といひますか、整備せられたといひしとしても、なおかつ家庭の事情その他によつて、夜間でないれば勉強ができないという子供たちは相当数ある。それらに對しましては、金がかかっても、めんどうでも、大へんでも、やはりそれだけの教育の機会を与えてやらなければいけない。ことに私どもは、そういう子供に限つて非常な熱心さ、非常なまじめさをもつて學問に取つ組んでおるといふ実情を見ますと、一そうその感を深くするのであります。今回のこの先生方に対する手当の若干の増によりまして一歩進めたいはいいながら、さらに給食の設備にいたしまして、あるいは校舎の問題にいたしまして、私が見たところなどでは、電灯料さえも相当にみみつきやくやつておる。いわんや冬の暖房施設などにつまましては、ずいぶん苦勞してみみつきやく、節約に節約をしてやらなければならぬような状態に追い込まれておるようなことを耳にいたすので

あります。そういうことにつまましても相當あたたかい配慮をやつていただきたまへんと、せつかくの大事な制度といふものがあるいは十分に実を結びかねる状態に置かれてくるのではないかと、こう思ふのであります。これは今後におきます當局の御決意、御努力に待つ以外にありません。私がここで伺ひたいのは、そういう文部省當局の御配慮にかかわらず、なお定時制について、運営困難にして廃止の方向に持つていかなければならぬという傾向が全国的にあるやにも思ひますが、その実情はどんなことになつておりますか。

○内藤(警)政府委員 地方財政が困難して参りますと、勢い定時制の方にわ寄せがいくといふことは事実でございます。特に最近小規模の定時制学校の統廃合が行なわれつつある。これは事実さうでございます。私も、あまり小さな規模の学校では、学校運営として適切な経営ができません。思ふのでございます。実は百人未満の学校がおそらく千くらいあると思ふのでございます。高等学校の程度になります。ある程度の規模があつてほしいと思ふのでございます。教員組織も十分であつてほしいと思ふのでございます。ですから、あまりに小さい、たとえば百人未満のような学校は、地域の事情もございまして、統廃合して、できるだけ整備した独立校になるように指導をいたしておるわけでございます。実は人件費は、定時制につきましては、全額県費負担でやつておきますので、人件費の負担はさほどお困りのところはないかと思ふのでございます。学校の経営費は

市町村負担でございますので、關係の市町村がいろいろと協議してなかなか出してくれない。ことに組合立になりませんので、どうも小さな規模の学校におきましては、勢いそういう事態が起るのではないかと思ひますけれども、できるだけ一定の規模を整備いたしました。今後普及をいたして参りたい。私どもは、むしろ定時制なり通信教育は、何らかの形において義務制に持つていくべきではなからうか、特に西ドイツやイギリス等の事例を考へても、そういう方向に進んでおられますので、できるだけこれを普及し徹底するよう、特に民間の企業の中にもできるだけ、そういう方向で指導して参りたいと思ひますのでございます。

小さいから廃止してしまおうというようないろいろなことでそれに便乗される心配がある。そこから私はせつかくのいい制度が芽をつまれば、あるいはほんのいくという心配を持つのであります。統合するような場合においては、ときによつては通學費を一部持つてやるというふうなことで、これは決してままた子扱いにするのじゃないんだ、縮小する方針ではないのだ、むしろ強化していきたい、義務制にまで持つていきたい、その一つの土台として考へていきたい、ということが、現場の生徒諸君にも教員諸君にも、いわんやその運営の責任を持つておる市町村御當局の方にもよくわかるようにやつておかれる必要があるのではないか、と私は思ふのであります。そういう点についてはどういふ御指導をとおられるか。

○内藤(警)政府委員 從來のところ、今日まで特に地方財政の關係で統廃合が行なわれたことは私ども大へんに遺憾に思ふのでございます。御指導のような、教育上の見地からこれを発展し、充実するといふ趣旨から統廃合が行なわれるなら、これは一つの進歩であらうと思ひます。これは一つの進歩であると思ひます。今日までの状態は、地方財政の困窮という点に原因をいたしておりますので、私どもは必ずしもこれはよくないと思つております。むしろ私どもは、この機会に、積極的に、御趣旨に沿つたようなこれを発展充実するといふふうな意味で指導して参りたいといふふうに考へておるのでございます。特に今高等学校の定數基準を法制化したという考へも持つておられますので、この機会にも、できるだけ小規模のものは発展充実するような方向で指導して参りました。

い、こう思ふのでございます。○金丸(徳)委員 御趣旨はよくわかりました。そこで、これは私の勉強不足かもしれないけれども、先般御説明をいただきましたたまたまの議案についての説明書によりますと、今度の経費ですが、三分の一は関係補助でやられるけれども、あと三分の二についてはどういふことになるのか、説明の中に御説明の關係でもつてちゃんと見ておられるのか、その点はどうなつておりますか。

○内藤(警)政府委員 御指摘の通り、交付税の配分基礎に三分の二は入れておられます。○金丸(徳)委員 それはもうはつきりそういうことが自治庁との間にも話し合ひがついて、現場の方にも、これはそれだふえておるのだということが伝えられることになつてございませうか。○内藤(警)政府委員 単位費用が改正になりまして、単位費用の増額分については、この分は入つておる、どういふふうに自治庁とも完全に了解しております。現場の方にもこの趣旨は一そう徹底して参りたいと思ひます。○金丸(徳)委員 そういふ点で、いろいろとまた、せつかく先生に手当が出たけれども、そのために町村の財政が苦しくなるのだというふうな困難をつげられないようにしておかれることが大切のようにも思ふのであります。文部省の意圖せられるところが現場までいく間に曲げられると、いうことは言葉がいつか知らぬ間にぼやけてきてしまふといふ心配もありません。ことに平

衡交付金、財政支出の基準というようなもの、ずいぶん長い岡町村の事務をやっておる人たちでもわからなく、何だかごまかされておるかのよう考へたがものでもありませんので、今度のことにつきましても、私はさういふ点をぜひ御配慮願つておく必要があるんじゃないか、こう思ふのでありますが、これはむしろお願いであります。

次に、大臣にお伺いをいたしたいのでありますが、大臣は一昨日日教組の幹部諸君とお会いになりましたように新聞で承りました。大臣がいろいろお立場もあられるのにもかかわらず、非常な決意をもつてこの挙に出られたことに対しては、世間は非常に好評をもつて迎えておるよう、私は新聞及びラジオの解説等によつて承つたのであります。最近の大臣のヒットではないかと、私は実は大臣に非常な親近感を持っております。といふ事は、私は教育の全くしろうとで、大臣は、今はもうずいぶんとベテランになられたのであります。文部大臣に御就任する前まではしろうとであつたかのように思ふのであります。もとはしろうとという意味におきまして私は非常な親近感を感じたのであります。その大臣が、非常な大事な時期に、大事な問題について重大な決意をもつてお当りになられる様子を見せていただいたものですから、私はほんとうにこれはいいことだと思ひます。さういふことからして、非常に世間で心配をしておるところの、教育界におけるこの重大な問題に一つの解決のめどといたしますか、雪解けがきますことを深く念願するものであります。

そこで私がしろうとなり非常に心配をいたしておりましたことは、学校の教師諸君、ことに私どもの年配から十年ばかり若くなる、その程度の年令層の人々は、今学校の校長なり教頭なりでありまして、この人たちが終戦後新しい時代の教育を担当することになつて、はたで見る目も精々しいほどの精神的肉体的苦勞を重ねておる。といひますのは、これは私から申し上げるまでもございませぬが、戦前前の教育勅語によつて子供たちを教へ込んできたといふことから百八十度転回して、新しい憲法、新しい教育基本法によつて子供たちを訓育することになつた。そこでは大転換が行なわれ、この年令層の人々は、かつて自分たちが教へたこと、今度のことがほんとうのあつたのだ、今度のことがほんとうのものだといふことについては、ずいぶん苦勞しただらうと思ふ。そして新しい教育制度がしかれて、以来、月を積み年を経て五年、六年、ようやくにしてこの制度について、この國の方針について確信を持つて教育に従事することになつてきた。さうして非常に力強い、自主的な張り合ひのある気持で、いよいよ教育に従事しかつたところに、残念ながら、世間の状態に、またしてその基本にぐらつきが来たんではないかといふ心配を持たせるような状況が出てきた。この年令層の人々は、またしても変えなければならぬのじやないかといふ心配を持ち、非常な神経過敏になりつつ教育のことに従事しているようであります。

たつては教育委員会の改正でありまるとか、その他動評の問題に現われているようないろいろなことが事象として出て参つた。そして、むしろ固定教科書というふうなものにあつては、持つたり、あるいはまたひとりのに成りますと、もとの教育勅語に一抹の郷愁を感じたりする者さへも現われてくる。この状況下におきまして、もう今の憲法なり教育基本法の根本の精神は微動だもしないのだ、教員諸君、安心してこの基本法を堅持してくれといふ、文部大臣としての確固たるお考えが望ましいのであります。私がはたで心配しておるだけで、ほんとうのものはさうじゃないのだ、お前たちの心配はよけいな心配なんだ、さう言われればそれだけのことであります。どらももそこ、何かまた根本がぐらぐら動きかけてきておるのじやないかといふ心配を持っておる者が、現に私どもの友人にたくさんあるので、その点、確固不動である、微動だもしないのだといふ決意を一つこの席で、一昨日の今日であります、承りたいと思ひます。

○松田国務大臣 戦後のわが國の教育の基本的な方針は、憲法なりあるいは教育基本法に基づいて、それにうたわれておる事柄を根本義として教育をやつていかなければならぬといふことに対しては、今日何ら変わつておるものではない。ただ、その憲法にうたわれている教育基本法にうたわれておる教育の根本義を、實際教壇に立つて児童に教える場合、これをわかりやすく説明する場合、重要な点をわかりやすく翻訳してやる場合に、これはなかなかむずかしいことであらうと思ひます。そこで、それに対して文部省としては、指導要綱なり何なりをつけ加えて、そしてその便宜に供するといふ方針をとつておると思ふのであります。しかし、御心配になるようになり、教育の基本的な観念については変わつておるものではない、また変えるべきものではない、かように私は考へております。

○金丸徳委員 大臣がその点重大な決意をもつて、はつきりさういふ表明をなさるそのお気持ち、私は非常な信頼感を持つのであります。そこで、教育の中立性といふことが、いろいろの事象からして、いろいろの角度から問題にされておるわけですが、私は、教育が中立でなければならぬといふことはよくわかります。根本の問題で、大臣の決意を遂行する上、その考えの土台であると思ふのであります。ただ、現実の文教行政は、政党内閣下において政党内閣たる文部大臣のもとでやられるといふことからは、いさしやもつてこれに臨んでおる、教育の中立性は堅持すると言ひながらも、何となしにやはり心配の種になる。さういふことから考へてみますと、たとへば、これはきわめてつまらぬ例になつて、言つてはいけなかつても、たゞ、一昨日会見をした場合におきまして、非常によいことであるのに、その時間を、一時間ばかりという希望に對して内藤初中局長が三十分をまけろといふようなことを申し入れをしたといふことでもあります。これは新聞で見ただけでありますから真相は知りませんが、さういふことに対して、もしかすると政党内閣下の政党内閣たる文部大臣のもとにある初中局長が、自分も中立の立場にある、教育の中立といふ考えを堅持すると言ひながら、おる場所が場所であり、立つ立場が立場であるだけに、何となしに色目をもつて見たり、心配したがる。私も実は心配したものであります。さういふことについて大臣はどういうお気持ちを持つておられるか。わしは政党内閣下のさういふ立場におられるけれども、さういふ場所におられるけれども、わしの気持は全く白紙で、きれいなものであるといふことを世間に納得させるような、私のように心配する者にもなるほどさうだつたかと言はせるだけの何か配慮があつてほしいように思ふのでありますが、どういふ態度、どういふ心持でおられるか、大臣から一つ承りたいのであります。

○松田国務大臣 濰尾文部大臣当時、教育二法案が国会に提出されました。教育の中立性を堅持していかなければならぬ、子供に対して片寄つた教育をやつてはならぬ、あくまでもきれいな、童心に向かつては全く中立の立場において、政治的に偏向した、あるいは政党内閣に偏向したような考え方をもちて教育に臨んではいけない。この法律案を通過させるときに、私はたまたま八人のグループの一人でありまして、また文教委員でもありました。ちやうどそのときは半々でありまして、私が一人どつちかに加はるることによつて、どつちかでもなつた。松田は八人組で、時の与党内閣に反対だから出席はしない、あの法案は流れるんだといふので、社会党の諸君はもう荷物を持つて降りさうになつたときでありま





なっているのか、承りたいのであります。

○内藤(警)政府委員 実習助手は、教員の場合に校長、教諭、助教諭、こういふ三つのランクになっているわけでありまして。その助教諭のランクに入っているわけでありまして。ただ実習助手から相当資格をとった人はもちろん教諭に上がれる道は開かれているわけでございます。

○長谷川(保)委員 その助教諭というランクに入っていると、実際におきましては給与は初任給は幾らであるか、また最高給は幾らでありますか。これは高等学校出でいいです。

○内藤(警)政府委員 ちょっとときより給与法を持って参りませんでしたので、法律を見てから御説明したいと思っております。

○長谷川(保)委員 私の調べたところによりますと、これが事実かどうかはよくお調べになっていただかなければわかりませんが、場所によって違ふこともあろうかと思えますけれども、たとえば教育職の二の三等級というところでございまして、結局最高給が二万三千円だということを知っております。また三十五、六十才になりましたら、大体一万五千円しかとれないというように承っておりますのであります。もしそういふことでございまして、今申しました、非常に教育上重要な役割をしております実習助手の諸君がここで生活が安定しておられませんから、三十五、六十才になっても一万五、六千円しか給与がもらえないというのであります。これは、結婚もできない、家庭も持てないという事になりましようから、この重要な職務をいたします実習助手

が落ちつかないのはあたりまえ、落ちつかないばかりではありませんで、新たに実習助手になり手が最近非常に減つてきているのが実情のように承るのであります。この点はいかがでありますしやうか。

○内藤(警)政府委員 この給与法を見ますと、一号が七千三百六十円でありまして。それから最終が二万九千五百八十円でございます。こういうことになっておりました。一般の職種に比べて私どもはこれが悪いというふうには考えていないのでございます。もちろんこれで十分だとは思っておりませんけれども、現在のところ大体三万が最高でありまして、最低が七、八千円、こういうところでございます。

○長谷川(保)委員 ただいま申しましたように、実情から言いますと、三十五、六十才で一万五、六千円というふうな実際に何つておるのであります。そのうち、前途案に暗たんたるものになるに従つて初めは、たとえば母校の実習助手になるという事で喜んで参ります高等学校の卒業生の諸君が、二、三年すると、だめだ、これはもう前途切つとも希望が持てないというふうなことで、家庭も持てないというふうなことで、ことにこのような時代でありますから、他からひっこ抜かざるを得ない、たゞ工業学校でございすれば、電気関係あるいは工場関係、会社関係等からほとんどひっこ抜かざるを得ない、確かにその方がはるかに給与がいいのであります。また現にみずから実習助手として長年働いてきた諸君も、実際のところは、どうも若い諸君に対してそれをしい

てとめておくというふうな気持ちになれない、やはり前途を考えると、今のうちいい方に行つた方がいいだろう、こういうことになるといふことを實際の実習助手の諸君から伺うのであります。これは教育上、実にゆゆしいことだと思ひます。ことに理工関係の技術の教育をしつかりやろうというふうなときには、実は容易ならぬことだと思ふのであります。でありますから、この点について、もっと現状に即した給与制度を作つてやる必要があるはいかといふことを、常々私は各学校を回りますときによく思つたのであります。またそれを實際、教授やあるいはまた教諭や實際の実習助手の諸君から始終訴えらる。それでこれはもう長年にわたつて私ほんとうに心の中に、ほつともあることで、何とかしない、こういうふうな教育はできないぞ、こういうふうな技術的教育という段になります。ほんとうにこういふ諸君がしつかりしてくれなければいけない。また先ほど申し上げましたように、大学あたりの研究室でございまして、新しい研究を進めて参る、あるいは発明して参るのに、この諸君が非常に大きな役割ををして参る。これがありませんと、やはり日本全体の技術の向上というよりなことも、非常にそこに欠陥が出てくる。だからこの給与というふうなものをもっと引き上げてやるといふ工夫をする、それから同時に、そういうふうな重要なことであれば、身分を確立する必要があると思つたのであります。

それで、まず第一に、給与の問題についてであります。私の聞くところでは、たとえば高等学校を出た諸君の

給与の問題が、今申しましたような事情で長くここに勤務しておられないというところからして、せつかくこの今回の法律を作りまして、高等学校を出た六年間は、この手当が受けられないという事になります。その諸君に対して何らの恩典がないのであります。ところが、今日の実習助手の大部分の者は高等学校を出た者であり、これに、おそろくその中の相当数が、まだ六年間勤務をしておらぬ人であるといふことになりまして、これは何の役にも立たぬという事になるわけでありまして。そこで、「政令で定める」といふこの問題は取らなければ、実際に生きないのではないかと、ことに新しい諸君を研究室なりあるいは学校の現場に受け入れることができないのではないかと、非常な疑問が出てくるのであります。この点はどうでありますか。一体六年未満の勤務の高等学校の実習助手というのが、先ほどもお話でございしましたが、実習助手の大多数は高等学校出たということであり、その中の何%くらいがそういう諸君であるか、その点をわかつてい

たら教えていただきたい。

○内藤(警)政府委員 実習助手の待遇改善につきましては、御指摘の通り、身分的な問題とあわせて、給与の問題も今後十分検討しなければならぬ問題と考へておりました。ただ、今最後に述べたになりました、どの程度がこれに該当するかというお尋ねでございしますが、六割ちよつと以上が、大体この制度の恩恵を受けると考へておるわけでございます。

○長谷川(保)委員 そうすると、少なくとも新たにそこに入つて参ります諸君の四〇%、今日働いておられます四〇%の諸君は、これを受けられないという事になります。これは非常にやはり困つた問題だ。そこで非常に大きな、いわば給与の差別が行なわれてくるという事にもなる。いよいよこの諸君に対しては——たとい長くおつても本給がもととわすかである。それから六年未満の者はこれが受けられないという事になって参ります。こういう時代におきましては、新たに入つてくる人はいよいよ少なくなつてくる、あるいは来ては周もなくなつて参つて、あるいは参つて、こういう事に事実なるだろうと思つたのであります。この「政令で定める」といふことを当然取るべきだと私は思つたのであります。大臣、その点はどうでしょうか。大臣は、この「政令で定める」といふことは、お考へにならぬかもしれませんが、しかし現実問題として、私はその点非常に困るのじゃないか。だから、「政令で定める」といふ、これを取つて、実習助手にはだれにもこれがいけるというふうにするべきものではないかと思つたのであります。その点はいかがでありますか。

それで、もう一つその前に何つておきたいことは、私の調べたところによりますと、この「政令で定める」といふ者以外の、今の六年未満の高等学校の諸君、こういう諸君が、たとえ非常に長時間働くという事になりましても、たとえ産振法によつて、本来はやはり政令で定める者については産振法の手当が出るわけでありまされども、ところが、実際において、現場で、たとえば農学校にしまして、も



現場においてほんとうに——農学校でたえば牛が夜中にお産する。そういうときには、夜中にお産するからそれを見なければならぬ。あるいは水産学校で魚をとってくる。それを加工しておる。それは時を待たない。そういうときに、現場でほんとうに働く諸君は、実はこの六年未だの若い高等学校出の諸君である。ところが、この諸君は産振法の手当も受けれない。それから超過勤務でありませぬけれども、これは府県によって違うかもしれませぬが、超過勤務手当をくれといえは、これは教育職員だから出さなさい。こういうことになって、どちらの手当も受けれないということになっていくことを、調べて知ったのであります。そういうことになりまして、実際には非常によく現場で働いている諸君については、産振法の手当もない。しかも超過勤務手当もない。こういう事態が起こって、第一線で非常に働いている諸君が報いられない。当然報いられるものが報いられないということになるのであります。

○長谷川(保)委員 現場を実際に見てみますと、私はやはりこれは少し無理がある。これでは無理だ。やはり現場で非常に長時間働いて——なるほど教育職員は一号俸上がついてはおりますけれども、これはやはり現場で働いている実習助手諸君の労苦というものの現実を見てみますと、私は今のような、四〇％に及びます。この手当を受けられない諸君があるというだけではいけないのである。まずその諸君の給与の改善をこの線までよくして上げる。そういうことによつて今日、重要な実習助手が次々と引っこ抜かれていくということをせめても防ぐという手を持つべきであつて、今さらここに「政令で定める」という言葉を置くべきではないというところを痛感するのであります。

○内藤(警)政府委員 これは教育公務員特例法によりまして、教員に準ずる身分でございますが、事実上は教員と同じでございます。○長谷川(保)委員 ところが、なかなか事実上はそういうようなことになつておられないのではないかと、こういう点をごらんに確立する必要があるのではないかと、そういうことを思うのであります。時間あまりございませんから話を進めさせていただきます。次に事務職員の関係でございます。この間も色々な質問をいただきましたが、御答弁がなかつたように記憶しております。あるいは私の記憶違いであるかもしませんが、夜間制の、定時制の専任の事務職員の数が全国的にはどのくらいございませぬか。

○内藤(警)政府委員 これは夜間と昼間と分けておりますが、高等学校全体で事務職員の数は一万七百七十一人でございまして、そのうち定時制通信教育の関係の者が千八百八十二人でございませぬか。

○長谷川(保)委員 夜間制は全然わかりませぬか。

○内藤(警)政府委員 この大部分が夜間でございます。

○長谷川(保)委員 そりすると千五、六百人というわけでございませぬか。

○長谷川(保)委員 今この間の説明を拝見いたしました。この間も同僚諸君からお話がありましたが、また当局からお答えがありましたように、この理由をいたしましては、定時制、定通制の先生たちといふのはいろいろ非常に複雑な努力をしなければならぬ、そのための勤務の非常な過重というのに対しては、いわば手当である、さらにまた夜間に勤務するために家族等の生活等々いろいろな支障を来すと、それに対する手当であるというように伺つたのであります。ごもっともなことであります。さういふ意味で私どもはこの趣旨に賛成するのでありますけれども、また私どもが前から強く主張しておつたところであるのでありますけれども、少なくともこの夜間勤務の者が大部分であります。何分にもこの生徒諸君が経済的に困難の多い諸君でございますし、従つて家庭の事情もなかなかいずれの問題がありますし、さういふことについての先生方の努力というのでも、また事務職員の努力も、やはりなかなか授業料が簡単に入つてこない、いろいろな問題で関係してしまふし、またそればかりではありませぬ。実際におきましては、この事務職員諸君に、さういふような問題で生徒諸君はいろいろ相談を持ちかけらるだらうと思ふ。授業料が払えないのはさういふ問題があるのだ、今勤務しております事業場がさういふ事情なんだ、あるいはまた家庭の事情がさういふんだ、でさういふ問題をどうしたらいいかというふうなことをずいぶん御相談になると思ふ。またそれらのことについて先生の方は、教育の方に忙がしいので、おのずから事務職員がさういふようなケース、ワーカの仕事を相担しなければならぬと思ふのです。何分にも夜間の勤務でもありますし、同時にさういふこともあります。それから、当然事務職員だけをこれから除外するということは無理ではないかという主張も、これは私は正しいと思ふ。少なくとも考慮しなければならぬ。それでこの間のお話でございますが、いやはや事務職員に広げればそれが昼間にもいき、さらに一般の者にもどんどん広がっていく、それでは困るといふ話であります。少なくとも夜間の事務職員諸君、この諸君に対してはやはり昼間とは違つた、提案理由の少なくとも前段の理由といふものは当てもまるわけでありませぬ。後半の理由も、私は実情を見れば相当であると思ふのです。ことに最近のような、中小企業が非常に困難な——大体中小企業に勤めている諸君が多らうと思ふのであります。中小企業が非常に経営困難だといふときには、さういふ問題はことに多らうと思ふのです。さういふ問題に親切に相談に乗つてやする、一々処理して上げる、助言をして上げるというふうなことも、私どもも聞いてみますと、みずから事務職員諸君が実際においてやつておるよふであります。でありますから、この際はいふ職員を差別していくということは適當ではない。先ほどの実習助手と同じように、これにもやはり手当を与えるべきではないか。ことに私が思ふのは、俸給、給与といふものはみなそれぞれの働きに応じ、学歴に応じ、勤務年数に応じ出しておりますか

○内藤(警)政府委員 御指摘の通り、教育職員には超過賃は出さなさい。といふのは、勤務の態様が非常に複雑であり明確を欠いておる、さういふ趣旨で出さないものであります。そのかわり本俸において一、他の公務員に比べて初任給から上がつておるわけござ

います。事務職員につきましては御指摘の通り、超過手当は出しておるわけでありませぬ。それで、産振法の場合も同じでございますが、今回の定通手当につきましても、一定のところまで賃格を切り上げたので、実習助手の中で、大学出の者もございませぬし、短大出の者もございませぬし、高等学校卒もあるし、中学校卒もある、さういふものを一つの基準でいたしますと——これは先日申しましたように、学歴一年を勤務年限一年半、さういふ換算の仕方でしたらわけてあります。実は、この定時制通信教育手当につきましても、大蔵省側では、実習助手に波及することには非常に難色を示したのであります。それで、産振手当のいささかありましたので、まあ一つそこまでは譲歩してほしいということでは、実は自治庁、大蔵省大へん難色がありましたけれども、御指摘の点もございませぬので、今後十分検討させていただきますと思ひます。

○長谷川(保)委員 現場を実際に見てみますと、私はやはりこれは少し無理がある。これでは無理だ。やはり現場で非常に長時間働いて——なるほど教育職員は一号俸上がついてはおりますけれども、これはやはり現場で働いている実習助手諸君の労苦というものの現実を見てみますと、私は今のような、四〇％に及びます。この手当を受けられない諸君があるというだけではいけないのである。まずその諸君の給与の改善をこの線までよくして上げる。そういうことによつて今日、重要な実習助手が次々と引っこ抜かれていくということをせめても防ぐという手を持つべきであつて、今さらここに「政令で定める」という言葉を置くべきではないというところを痛感するのであります。

○内藤(警)政府委員 これは教育公務員特例法によりまして、教員に準ずる身分でございますが、事実上は教員と同じでございます。○長谷川(保)委員 ところが、なかなか事実上はそういうようなことになつておられないのではないかと、こういう点をごらんに確立する必要があるのではないかと、そういうことを思うのであります。時間あまりございませんから話を進めさせていただきます。次に事務職員の関係でございます。この間も色々な質問をいただきましたが、御答弁がなかつたように記憶しております。あるいは私の記憶違いであるかもしませんが、夜間制の、定時制の専任の事務職員の数が全国的にはどのくらいございませぬか。

○内藤(警)政府委員 これは夜間と昼間と分けておりますが、高等学校全体で事務職員の数は一万七百七十一人でございまして、そのうち定時制通信教育の関係の者が千八百八十二人でございませぬか。

○長谷川(保)委員 夜間制は全然わかりませぬか。

○内藤(警)政府委員 この大部分が夜間でございます。

○長谷川(保)委員 そりすると千五、六百人というわけでございませぬか。

○長谷川(保)委員 今この間の説明を拝見いたしました。この間も同僚諸君からお話がありましたが、また当局からお答えがありましたように、この理由をいたしましては、定時制、定通制の先生たちといふのはいろいろ非常に複雑な努力をしなければならぬ、そのための勤務の非常な過重というのに対しては、いわば手当である、さらにまた夜間に勤務するために家族等の生活等々いろいろな支障を来すと、それに対する手当であるというように伺つたのであります。ごもっともなことであります。さういふ意味で私どもはこの趣旨に賛成するのでありますけれども、また私どもが前から強く主張しておつたところであるのでありますけれども、少なくともこの夜間勤務の者が大部分であります。何分にもこの生徒諸君が経済的に困難の多い諸君でございますし、従つて家庭の事情もなかなかいずれの問題がありますし、さういふことについての先生方の努力というのでも、また事務職員の努力も、やはりなかなか授業料が簡単に入つてこない、いろいろな問題で関係してしまふし、またそればかりではありませぬ。実際におきましては、この事務職員諸君に、さういふような問題で生徒諸君はいろいろ相談を持ちかけらるだらうと思ふ。授業料が払えないのはさういふ問題があるのだ、今勤務しております事業場がさういふ事情なんだ、あるいはまた家庭の事情がさういふんだ、でさういふ問題をどうしたらいいかというふうなことをずいぶん御相談になると思ふ。またそれらのことについて先生の方は、教育の方に忙がしいので、おのずから事務職員がさういふようなケース、ワーカの仕事を相担しなければならぬと思ふのです。何分にも夜間の勤務でもありますし、同時にさういふこともあります。それから、当然事務職員だけをこれから除外するということは無理ではないかという主張も、これは私は正しいと思ふ。少なくとも考慮しなければならぬ。それでこの間のお話でございますが、いやはや事務職員に広げればそれが昼間にもいき、さらに一般の者にもどんどん広がっていく、それでは困るといふ話であります。少なくとも夜間の事務職員諸君、この諸君に対してはやはり昼間とは違つた、提案理由の少なくとも前段の理由といふものは当てもまるわけでありませぬ。後半の理由も、私は実情を見れば相当であると思ふのです。ことに最近のような、中小企業が非常に困難な——大体中小企業に勤めている諸君が多らうと思ふのであります。中小企業が非常に経営困難だといふときには、さういふ問題はことに多らうと思ふのです。さういふ問題に親切に相談に乗つてやする、一々処理して上げる、助言をして上げるというふうなことも、私どもも聞いてみますと、みずから事務職員諸君が実際においてやつておるよふであります。でありますから、この際はいふ職員を差別していくということは適當ではない。先ほどの実習助手と同じように、これにもやはり手当を与えるべきではないか。ことに私が思ふのは、俸給、給与といふものはみなそれぞれの働きに応じ、学歴に応じ、勤務年数に応じ出しておりますか

ら、この手当はたとえは日直手当あるいは夜勤手当が平等に一律に行なわれますように、やはり一律に出したらどうか、その方が合理的ではないかと思うのでありますが、その点はどうかお考えになりますか。

○内藤(警)政府委員 夜勤手当ということなら、私どもも全く長谷川委員の御説に同意でございます。しかしこの定時制通信教育手当と申しますのは、先般申し上げましたように、職場なりあるいは家庭のいわゆるホーム・プロジェクトと学校の教育との関連が非常に生徒の生活環境も複雑だ、こういう点で、その職務の複雑性と困難性に留意して出したわけでございます。たとえは通信教育なども、これも夜ではございません。しかしながら通信教育でスクーリングをやる場合に、方々巡回して回らなければならぬ、こういうような点で、全日制で学校へ集まってくる者を教えている場合に比べますと、はるかにその職務の性質も複雑であるし困難である、こういう趣旨でございます。ですから私どもの趣旨は、定時制通信教育の複雑性、困難性に基づいて出す手当でございます。夜勤手当という趣旨ではございませんので、今回は事務職員を除外したわけでございます。

○長谷川(保)委員 お話は一応わからぬではありませんけれども、しかし同時に、私が今夜勤手当や日直手当というものを出したのは、一つの例として出したのでございまして、これは純粋の夜勤手当として出すものでない

ことは、趣旨はよくわかっておりますが、今申しましたように、少なくとも提案理由の説明の前段には、夜間勤務に伴うさまざまな困難に対する手当というものが書かれてあるわけではございません。夜勤手当でないことはよくわかっております。しかし今申しましたような全般的な立場から考えて、夜勤手当とはもちろん別個のものでありませうけれども、ほぼ同じような性格に考えたらどうか。つまりその他の点については、俸給はみな分かれてそれぞれは、俸給が与えられておりますから、この点か。少なくとも出してもいいという点が六分あるのじゃないか。十分とは申しませんが、六分くらいはそれがあるのじゃないかと思っております。そういう意味で、私は、こういうふうに学校が一体になって働いて参りますときに、こういうものは、むしろ日直手当、夜勤手当が一律で出しておりますように、一律に出した方がいいんじゃないかと思っております。まあこの点は後にまた私の方で別の考え方がございまして、意見として申し上げて、御参考におきたいと思っております。

一応これについての私の質問を終わります。

○大平委員長 これから一般の質疑に入りたのでございまして、その前に稲葉修君、山崎始男君から発言を求められておりますので、これを許します。稲葉修君。

○稲葉委員 お尋ねいたしますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

律第四条、第七条には、教育委員の任命は、市町村長が議会の同意を得て任命する、罷免をする場合も同様、議会の同意を得て罷免するといふことが書いてあります。私は法律の解釈はしろうとでございまして、大臣にお尋ねしたいのでございまして、もしかりに市町村長が議会の同意を得ないで教育委員を任命したり、それから罷免をしたりした場合には、その任命という行政行為は有効ですか無効ですか。

○松田国務大臣 私は法律のことについてはあなたよりさらにさらにしろうとでありまして、よく決定的なものには持ちませんが、しかし任命権者といえども議会の承認、同意を得ないでみだりに罷免するといふようなことはあつてはならぬと考へます。従つてそれは有効か無効かといふことについては疑義の存するところではなからうかと思ひますが、そのときの事情にもよりますし、法律に書いてあることに反しておるといふことが明らかであるならば、それは違法である、かように存じます。

○稲葉委員 内藤初中局長はその点についてどういふ御見解を持っておられますか。

○内藤(警)政府委員 違法のことは間違ひございません。ただその効果が有効か無効かといふことについては同様でございます。

○稲葉委員 事案をちょっと申し上げますと、新潟県北蒲原郡紫雲寺町という町で、学校統合の問題で委員会は統合するといふことを決定し、議会もそれを認めて統合するといふことで進んできたのでありますが、一部落の分校を存置して、そこで学校へ通わせない

で、部落で費用を出して勝手に授業をやつてゐる。こういう状態では卒業証書を出していいのかわからぬというので、去年一年はもうことし限りだといふことで卒業証書を出したのでございます。これはもうすでに卒業式が迫つてゐるけれども、統合してもらわなければ卒業証書は出せないといふようなことで問題が起きました。町長は自分の選挙のときに分校は存置してやるというふうなことを言つたのだから、その選挙公約に縛られて、そして教育委員会の決定、前の議会の決定をくつがえそうと努力をして委員を説き伏せにかかつたけれども、委員が言うことを聞かないものだから、三人罷免をして、新しく自分の言うことを聞く三名を任命した。ともに議会の同意を得ていない。議会を開いてやつてみたところが、四十一、一票棄権と不適当だとして否決した。従つてさつきあげました四条、七条によれば、明確に議会の同意を得なければ私は任命行為、罷免行為は無効だと思ひますが、この点について県の教育委員会から教育次長がたしか文部省へ参りました。文部省の見解を伺つていったと思うのだが、文部省ではどういふ返事をしたか。それはあいまいな返事をしてゐるのではないか。あいまいな返事では問題は解決しない、非常に困ります。私は当然これは無効だとはつきり返答をしてやるべきだ、こう思ふので

○内藤(警)政府委員 御指摘の通りでございます。この事案は、私どもは議会の招集してそこで罷免をする場合に同意を得ることになつておると思

○稲葉委員 それでは自治庁と文部省の法解釈についての見解は違ひのですね。あなたは無効だ、自治庁は同意を得なくても任命行為、罷免行為ともに有効だといつておるのですか。

○内藤(警)政府委員 まだそこまで決定的なわけではございません。このところは学説でもいろいろあるようでございます。自治庁も慎重なわけでありまして、有効か無効かについてまだ自治庁も結論が出ていない、私どもは御承知の通り無効ではないかと思つておるのですけれども、このところは今協議中のところでありまして、とりあえずの処置としては県の教育委員会は新教育長の任命行為についての承認を保留した……

○稲葉委員 自治庁がそういう任命行為なり罷免行為なりを議会の同意を得

のです。ところが議会が最初に同意をしなかつたから、町長が専決処分で罷免をした。この事案も私は非常に行き過ぎだと思ふのです。こういう事案が町長の専決処分を許されるべきかどうか、緊急性があるかどうか、こういう点について実は町長のはなはだしい行き過ぎだと思ふのであります。

次にこの点がさらに次の議会承認を求めたときに、今御指摘の通り承認、こういうことに相なつたわけでございます。ところで新しい教育長が県の承認を求めて参つた。そこで文部省としてはこの町長の処分が有効か無効かといふ点について自治庁と今協議中でございます。そこでとりあえずは新教育長の承認は待たせておいて、自治庁とすみやかに協議いたしまして、結論が出るまではしばらく保留ということにいたしましたのでございまして。

○稲葉委員 それでは自治庁と文部省の法解釈についての見解は違ひのですね。あなたは無効だ、自治庁は同意を得なくても任命行為、罷免行為ともに有効だといつておるのですか。

○内藤(警)政府委員 まだそこまで決定的なわけではございません。このところは学説でもいろいろあるようでございます。自治庁も慎重なわけでありまして、有効か無効かについてまだ自治庁も結論が出ていない、私どもは御承知の通り無効ではないかと思つておるのですけれども、このところは今協議中のところでありまして、とりあえずの処置としては県の教育委員会は新教育長の任命行為についての承認を保留した……

○稲葉委員 自治庁がそういう任命行為なり罷免行為なりを議会の同意を得



というよりな御答弁でございまして、私も、行きがかりを捨てて両方が問題の解決に取り組みという態度が解決への大きな第一歩であるというふうなことを申しまして、一昨日もそのようなことを申し上げたわけでありまして。一昨日の会合においては大した話し合いもしなかつたと言われましたけれども、何か日教組の幹部の方から問題点の提示がなされたやに新聞紙には報せられておつたようではありますが、そういう提案がなされたのでありますか、いかがですか。

○松田国務大臣 書類をもって提案はなされておるわけでありまして。まだ寸刻のいとまもなくしてこれを十分検討するのいとまを持ちません。しかしやがて十分に検討いたしましたして次回の会談をやるときに用意をいたしたい、かように考えます。

○小牧委員 もう予鈴が鳴っておりますのでこの程度でやめますが、もちろんただ一回の会合で終わりとはいえませんが、さらにはまたおそらく文部大臣におかれましてはねばり強くというこの間御答弁がありました通り、引き続き日教組の幹部との会合を続けられて、問題解決へ努力されるであらうと私どもは強く期待をいたしておるわけでありまして、この次の会合等について何らか話し合いがあったのか、またこれについての大臣の今の御心境について承りたいと思ひます。

○松田国務大臣 この次にはいつ会合というようなことははっきり定めておりませんけれども、いずれまた会合することは会うということになつたわけでありまして、心境と申しましては従来通りお答え

いたしております通りの心境でございます。

○小牧委員 明確にそういう点をきめておられないようではありますが、当然組合側としても再び会見を再開して解決へ努力したいということであれば、そういう申し入れがあれば快くこれに應じて、大臣としては裸になつて取り組んでいかれるつもりであるかどうか。その過程の進展に応じて、私どもも非常に大きな関心を持っておりまして、先ほど申し上げたような問題点をあけて、逐次大臣にいろいろ御質疑を続けていきたいと考えておるわけでありまして、これについての大臣の御考えをお伺ひして、私の質問は終わりたいと思ひます。

○松田国務大臣 私もそのつもりであります。

○大平委員長 次会は来たる二十二日午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時五分散会

〔参照〕  
国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一七号）に関する報告書  
〔別冊附録に掲載〕